平成２５年（フ）第１４５号
京都市右京区西院清水町24番地　デトムワン外大南802、前住所京都市南区上鳥羽鴨田18番地　グランドハイツ洛南703
債務者　山本　和真
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
京都市北区大宮北林町21番地　アビタシオン大宮302号
債務者　菊池雄一郎
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
京都市西京区桂上野中町69番地
債務者　寺井　大輔
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－５棟407号
債務者　田村　美香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
香川県東かがわ市三本松843番地６　東讃ハイツ305号室
債務者　藤井千恵子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１号
栃木県那須塩原市黒磯幸町１番12号　タカクコーポⅧ―102号
債務者　渡辺　　舞（旧姓古河）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２２号
東京都立川市高松町２－６－１高松ビル６E、住民票上の住所東京都青梅市大門１丁目782番地の30
債務者　村山　　大
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０号
栃木県足利市南大町413番地
債務者　安達　城康
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８５号
静岡県袋井市堀越３丁目12番地の４　エルディム堀越Ⅱ106号室
債務者　須川　益雄
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
静岡県浜松市西区大人見町1600番地の18
債務者　大澤　政昭
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目23番８号
債務者　宇賀神良光
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１００号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井592番地　Lハイツ208
債務者　佐間田克也
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０３号
栃木県宇都宮市戸祭元町６番６号　けやき荘101号、前住所栃木県宇都宮市下戸祭２丁目19番１号　スマハイツ１―201
債務者　岩下　雅子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市細谷町431番地46
債務者　野澤　昭吉
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０５号
栃木県宇都宮市細谷町431番地46
債務者　野澤嘉津江
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係